

熊本県公報

第 1 1 1 5 5 号
平成 16 年 8 月 11 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則		
○熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則	（都市計画課）	1
○熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令	（土地資源対策課）	2
○指定居宅サービス事業所の指定	（介護保険課）	2
○" "	（"）	2
○" "	（"）	3
○" "	（"）	3
○液化石油ガス認定販売業者の認定の取消し	（防災消防課）	3
○兼用工作物管理協定の締結	（河川課）	3
○指定居宅サービス事業所の指定	（介護保険課）	4
○" "	（"）	4
○指定居宅介護支援事業所の指定	（"）	4
○" "	（"）	4
○" "	（"）	4
○臨時種畜検査成績	（畜産衛生課）	5
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	（建築課）	5
○" "	（"）	5
○" "	（"）	5
○熊本県卸売市場条例に基づく役員変更の届出	（農業団体金融課）	5
○" "	（"）	6
○開発行為に関する工事の検査済証交付及び工事完了	（建築課）	6
○" "	（"）	6
登 載 依 頼		
○捜査情報統合管理システム開発委託に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	6
○熊本県警察 POT システム用機器等の借入に係る一般競争入札の実施	（"）	8
○熊本県林業労働安全衛生推進会議の開催	（林業振興課）	10

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 公共的団体として規則第 6 条に定める地域振興整備公団、都市基盤整備公団、中小企業総合事業団を削除し、独立行政法人都市再生機構を追加することとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 42 号

熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県景観条例施行規則（昭和 62 年熊本県規則第 39 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条第 3 号を次のように改める。
（3）独立行政法人都市再生機構
第 6 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、第 10 号から第 14 号までを 2 号ずつ繰り上げる。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第26号
熊本県公営企業管理規程第3号
熊本県教育委員会訓令第5号

本庁各部（局）課（総室・室）
企 業 局
教 育 局
各 地 方 出 先 機 関

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県公営企業管理者 永 田 昭 三
熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令
熊本県水資源対策会議設置規程（平成5年熊本県訓令第36号、平成5年熊本県公営企業管理規程第10号、平成5年熊本県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。
第3条第3項中「企画振興部長」を「地域振興部長」に、同条第7項中「企画振興部次長」を「地域振興部次長」に改める。
第6条第2項中「企画振興部土地資源対策課水資源開発室」を「地域振興部土地資源対策課水資源開発室」に改める。
別表第1を次のように改める。
別表第1（第3条関係）

総合政策局次長 総務部次長 地域振興局次長 健康福祉部次長 環境生活部次長 商工観光労働部次長 農政部次長 林務水産部次長 土木部次長 企業局次長 教育庁教育次長

別表第2を次のように改める。
別表第2（第3条関係）

政策調整課長 企画課長 財政課長 市町村総室長 地域政策課長 土地資源対策課長 健康福祉政策課長 生活衛生課長 環境政策課長 環境保全課長 廃棄物対策課長 食の安全・消費生活課長 商工政策課長 工業振興課長 企業立地課長 農政課長 経営技術課長 農産課長 園芸生産流通課長 畜産振興課長 農村計画課長 農地建設課長 農村整備課長 林政課長 森林整備課長 森林保全課長 漁政課長 水産振興課長 監理課長 道路保全課長 河川課長 都市計画課長 下水道課長 建築課長 営繕課長 住宅課長 砂防課長 企業局総務課長 企業局経営課長 教育庁教育政策課長 教育庁高校教育課長 教育庁義務教育課長 教育庁施設課長

附 則
この訓令は、平成16年8月11日から施行する。

告 示

熊本県告示第844号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ごらく デイサービスセンター 上益城郡益城町赤井278番地	有限会社 ごらく	平成16年8月1日

熊本県告示第845号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
十善病院訪問看護 熊本市南熊本三丁目6番34号	医療法人社団十善会	平成16年8月1日

熊本県告示第846号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
通所リハビリテーション事業所 千寿 天草郡御所浦町3100番地6	医療法人社団 千寿会	平成16年8月1日

熊本県告示第847号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
温もりデイサービス 荒尾市万田387番地122	有限会社 ナースケア健美	平成16年8月1日

熊本県告示第848号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の10第1項の規定に基づき、液化石油ガス認定販売業者の認定の取消しをしたので、同法第88条第2項第1号の2の規定により、次のとおり公示する。

平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住 所	認定取消年月日
南九州マルキ株式会社 代表取締役 形部 満	熊本市小山町752-2	平成16年7月27日

熊本県告示第849号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県玉名地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
二級河川行末川水系行末川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
行末川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
玉名郡岱明町大字西照寺157番2地先から玉名郡岱明町大字上1250番地2地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 岱明町 代表者 岱明町長 松倉秀美
岱明町野口2129番
- 5 管理の内容
(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。

- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成16年7月22日から道路の存続する日まで

熊本県告示第850号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション阿蘇ふれあい 阿蘇郡阿蘇町大字三久保476番地7	医療法人社団起幸会	平成16年8月1日

熊本県告示第851号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所ノア 菊池郡西合志町野々島5663番地	株式会社NOAH・ユトリック	平成16年7月27日

熊本県告示第852号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所ノア 菊池郡西合志町野々島5663番地	株式会社NOAH・ユトリック	平成16年7月27日

熊本県告示第853号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社福田はり灸ケアセンター 熊本市川口町2694番地	有限会社福田はり灸ケアセンター	平成16年8月1日

熊本県告示第854号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
温もりケアプランサービス 荒尾市万田387番地122	有限会社ナースケア健美	平成16年8月1日